

安全運転指導資料（運転記録証明）取得実施要領

平成31年3月22日制定

公益社団法人広島県トラック協会

1. 目的

交通事故防止の徹底を期すため、定期的に運転記録証明書（以下「証明書」という。）を取り寄せ、当該運転記録をもとに、事故や違反の実態を把握して、従業員の個別指導を徹底する。

2. 対象

会員事業者の従業員

3. 交付の手続

- (1) 証明書の交付を希望する会員事業者は別紙様式1「会員証明書」の交付を所属する支部に申請する。
- (2) 支部は、予算配分枠の範囲内で先着順に会員証明書を交付する。ただし、交付請求枚数（人員）は、当該年度4月1日現在の会員事業者の保有車両台数（会費を納入している車両台数で、被けん引車を除く。）の1.2倍以内（端数切上げ）とする。
- (3) 会員事業者は、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）の証明書交付申請時に、申請書に前号の会員証明書を添付し、証明書の交付を受けるものとする。
- (4) 公益社団法人広島県トラック協会は、センターが交付した証明書の発行手数料を半期毎に、センターの請求に基づき支払うものとする。

4. 実施時期

2019年4月1日から2020年3月13日までの間とする。ただし、申請件数が予算額に達した場合は、その時点までとする。

5. その他

証明書の交付の請求にあたっては、対象となる従業員のプライバシーの問題があり、本人の承諾を求めるなど十分な配慮をすること。

運転記録証明交付の手続



